

平成 3 1 年度

受付 番号	種目番号 —	連絡先	委託担当 課名 都心再生課 係名	担当者 箕澤 電 話 045-671-3963
----------	-----------	-----	------------------------	----------------------------

設 計 書

1 委 託 名 平成31年度関内駅周辺地区測量業務委託

2 履 行 場 所 中区港町1-1ほか

3 履行期間 期間
又は期限 期限 平成31年8月30日まで

4 契約区分 確定契約 概算契約

5 その他特約事項 _____

6 現場説明 不要
 要 (月 日 時 分、場所) _____

7 委託概要

4級基準点測量	64点
4級水準測量	1.38km
路線測量	1.62km
現地測量	0.108km ²

前払い なし					
部分払い しない 部分払いの基準					
業 務 内 容	履行予定月	数 量 (概算数量)	単 位	単 価	金額 (業務価格) (概算金額)

※単価および金額は消費税および地方消費税相当額を含まない金額
 ※概算契約の場合は、数量および金額を()で囲む

設 計 金 額

内 訳 業 務 価 格

消費税及び地方消費税相当額

適用年版	平成31年1月1日基準
施工地域・工事場所区分	
適用工種	
調整区分	

※設計記載内容の注意事項

この設計書は新積算システムの施工単価等のコードを使用しています。
この設計書に記載されている[入力条件]は、積算のための考え方を示したものであり
契約事項ではありません。
なお、直接金額を入力する[入力条件]については「@」と表示しています。
施工パッケージ型積算方式において使用する適用基準は、土木工事標準積算基準書
(土木工事編)積算参考資料に記載のとおりです。
また、「【 】」で囲われている[入力条件]は、実数入力条件を示しています。

委 託 費 内 訳 表

費目	工種	種別	細別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
測量業務								
共通				式	(1)		()	
共通				式	(1)		()	
打合せ等				式	(1)		()	第 2001 号 内訳書
測量業務				式	(1)		()	
基準点測量				式	(1)		()	
4級基準点測量				式	(1)		()	第 2002 号 内訳書
水準測量				式	(1)		()	
4級水準測量				式	(1)		()	第 2003 号 内訳書
路線測量				式	(1)		()	
路線測量				式	(1)		()	第 2004 号 内訳書
現地測量				式	(1)		()	
現地測量				式	(1)		()	第 2005 号 内訳書
用地測量				式	(1)		()	

委 託 費 内 訳 表

費目	工種	種別	細別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
作業計画				式				第 2006 号 内訳書
					(1)		()	
境界確認				式				第 2007 号 内訳書
					(1)		()	
境界測量				式				第 2008 号 内訳書
					(1)		()	
境界点間測量				式				第 2009 号 内訳書
					(1)		()	
境界標設置				式				第 2010 号 内訳書
					(1)		()	
電子成果品作成費(率計上分)				式				
					(1)		()	
安全費(率計上分)				式				[入力条件]4.0%
					(1)		()	
直接測量費計				式				
					(1)		()	
諸経費				式				
					(1)		()	
測量業務価格				式				
					(1)		()	
消費税及び地方消費税相当額				式				
					(1)		()	
業務費計				式				
					(1)		()	

第 2001 号 打合せ等

内訳書

1 式 当り
適用年版 H3101

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
00020 打合せ[打合せ等(測量業務)]	業務				
[入力条件]…【1 回】		(1)		()	
合 計				()	

第 2002 号 4級基準点測量

内訳書

1 式 当り
適用年版 H3101

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
00001 4級基準点測量 (作業計画、選点、 観測、計算整理)	点				
[入力条件]…有, 有, 無, 有, 有, 平地, 大市街地		(64)		()	
合 計				()	

第 2003 号 4級水準測量

内訳書

1 式 当り
適用年版 H3101

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
00002 4級水準測量観測 (作業計画、選点、 観測、計算整理、道路上)	km				
[入力条件]…有, 有, 有, 有, 道路上, 平地, 大市街地		(1.38)		()	
合 計				()	

第 2004 号 路線測量

内訳書

1 式 当り
適用年版 H3101

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
00003 DI107005 路線測量 作業計画	業務	(1)		()	
00012 D1DI107010 路線測量 現地踏査 [入力条件]…平地, 大市街地, 3000台以上/12時間	km	(1.62)		()	
00004 D1DI107030 路線測量 線形決定 [入力条件]…有, 有, 有, 有, 平地, 大市街地	km	(1.62)		()	
00005 D1DI107050 路線測量 IP設置 [入力条件]…有, 有, 有, 平地, 大市街地, 3000台以上/12時間, 0	km	(1.62)		()	
00006 D1DI107065 路線測量 中心線測量 [入力条件]…有, 有, 有, 有, 平地, 大市街地, 3000台以上/12時間, 0, 20m	km	(1.62)		()	
00007 D1DI107085 路線測量 仮BM設置測量 [入力条件]…有, 有, 有, 平地, 大市街地, 3000台以上/12時間	km	(1.62)		()	
00008 D1DI107100 路線測量 縦断測量 [入力条件]…有, 有, 有, 平地, 大市街地, 3000台以上/12時間	km	(1.62)		()	
00009 D1DI107115 路線測量 横断測量 (45m未満) [入力条件]…有, 有, 有, 平地, 大市街地, 3000台以上/12時間, 0, 45m未満, 20m	km	(1.5)		()	
00058 D1DI107115 路線測量 横断測量 (45m以上~75 m未満) [入力条件]…有, 有, 有, 平地, 大市街地, 3000台以上/12時間, 0, 45m以上~75m未満, 20m	km	(0.12)		()	
合 計				()	

第 2005 号 現地測量

内訳書

1 式 当り
適用年版 H3101

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
00010 D1DI115550 現地測量 1業務当り作業計画	業務	(1)		()	
[入力条件]・・・1/250, 平地, 大市街地					
00011 D1DI115555 現地測量	式	(1)		()	
[入力条件]・・・有, 有, 有, 有, 1/250, 平地, 大市街地, 【0.108 km2】					
合 計				()	

第 2006 号 作業計画

内訳書

1 式 当り
適用年版 H3101

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
00015 D1DI113005 用地測量 作業計画	業務	(1)		()	
[入力条件]・・・有, 有, 大市街地					
合 計				()	

第 2007 号 境界確認

内訳書

1 式 当り
適用年版 H3101

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
00016 D1WI113050 復元測量[用地測量 境界確認]	万m2	(0.01)		()	
[入力条件]・・・大市街地					
00017 D1WI113055 境界確認[用地測量 境界確認]	万m2	(0.01)		()	
[入力条件]・・・大市街地					
合 計				()	

第 2008 号 境界測量

内訳書

1 式 当り
適用年版 H3101

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
00018 D1WI113070 境界測量[用地測量 境界測量]					
[入力条件]・・・大市街地	万m2	(0.01)		()	
合 計				()	

第 2009 号 境界点間測量

内訳書

1 式 当り
適用年版 H3101

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
00019 D1DI113085 用地測量 境界点間測量					
[入力条件]・・・大市街地	万m2	(0.01)		()	
合 計				()	

第 2010 号 境界標設置

内訳書

1 式 当り
適用年版 H3101

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
00056 SJ00020 鋳物杭設置 (コンクリート部分)					
	本	(5)		()	
00057 SJ0040 鋳物杭設置 (アスファルト部分)					
	本	(5)		()	
合 計				()	

共 SJ00020 号 鋳物杭設置 (コンクリート部分) 単価表 100 本 当り

適用年版 H3101

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
00050 SJ0010 鋳物杭設置 (コンクリート部分)	本	100			
00051 SJ0030 発生材等運搬 (コンクリート部分)	m3	0.11			
00052 SJ0070 鋳物運搬費	本	100			
合 計					
		1	当り		円/本

共 SJ0010 号 鋳物杭設置 (コンクリート部分) 単価表 10 本 当り

適用年版 H3101

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
00044 R0603 測量技師	人				管理区:V3 [1]
00045 R0604 測量技師補	人				管理区:V3 [1]
00046 R0612 測量補助員	人				管理区:V3 [1]
00055 ZS9001001 機械経費	式	1			$\Sigma [1] * 3.00\%$
合 計					
		1	当り		円/本

共 SJ0030 号 発生材等運搬 (コンクリート部分) 単価表 10 m3 当り

適用年版 H3101

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
00047 CB210830 人力積込 [入力条件]・・・コンクリート塊	m3	10			
00048 CB227010 殻運搬 [入力条件]・・・Co(無筋・鉄筋)構造物 とりこわし, 人力積込, 有り, 8.0km以下, 全ての費用	m3	10			
00049 Z100009858 建設廃材処理料 無筋コンクリート殻 指定処分	m3	10			
合 計					
		1	当り		円/m3

共 SJ0040 号 鋳物杭設置 (アスファルト部分) 単価表 100 本 当り

適用年版 H3101

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
00037 SJ0050 鋳物杭設置 (アスファルト部分)	本	100			
00041 SJ0060 発生材等運搬 (アスファルト部分)	m3	0.11			
00043 SJ0070 鋳物運搬費	本	100			
合 計					
		1	当り		円/本

共 SJ0050 号 鋳物杭設置 (アスファルト部分) 単価表 10 本 当り

適用年版 H3101

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
00033 測量技師	R0603 人				管理区:V3 [1]
00034 測量技師補	R0604 人				管理区:V3 [1]
00035 測量補助員	R0612 人				管理区:V3 [1]
00036 機械経費	ZS9001001 式	1			$\Sigma [1] * 3.00\%$
合 計					
		1	当り		円/本

共 SJ0060 号 発生材等運搬 (アスファルト部分) 単価表 10 m3 当り

適用年版 H3101

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
00038 人力積込	CB210830 m3	10			[入力条件]・・・アスファルト塊
00039 殻運搬	CB227010 m3	10			[入力条件]・・・舗装版破碎, 人力積込, 有り, 8.0km以下, 全ての費用
00040 建設廃材処理料	Z100009724 m3	10			アスファルト殻 指定処分
合 計					
		1	当り		円/m3

共 SJ0070 号 鑄物運搬費

単価表

20 本 当り

適用年版 H3101

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
00042 CB010410 現場発生品・支給品運搬 [入力条件]・・・クレーン装置付2t級2t吊, 2.0km以下,0.1t以下	回	1			
合 計					
		1	当り		円／本

特記仕様書

第1条 適用

本特記仕様書は、委託者が受託者に業務委託した、「平成31年度関内駅周辺地区測量業務委託」に関して適用する。

第2条 準則

業務の実施にあたっては、横浜市契約規則、設計・測量等委託契約約款、委託業務仕様書（横浜市都市整備局）及び本仕様書に従うこと。この仕様書に特に定めのない事項については、協議の上、決定するものとする。

第3条 目的

本業務は、関内駅周辺地区における基盤整備の設計検討を行うため、現地測量等を行うものである。

第4条 履行場所

横浜市中区港町1丁目1番地ほか（別添委託範囲図参照）

第5条 履行期限

本業務の委託期間は、契約の日から平成31年8月30日までとする。

（※現市庁舎街区活用事業に関わる測量作業および横浜文化体育館サブアリーナ隣接道路の測量作業については、5月中旬を目途に完了させること）

第6条 業務内容

設計書のとおり。

第7条 業務履行方法

業務の履行にあたっては、作業方法、作業時期等について本市担当職員と十分に協議し、作業の進捗状況について本市担当職員に適宜報告しなければならない。また、受託者は本業務の履行中に知り得た情報については、いかなる理由があっても委託者の承認なしに他に漏らしてはならない。

なお、「平成29年度現市庁舎街区等嘱託登記等業務委託」および「平成30年度現市庁舎街区敷地測量業務委託」の成果データは貸与する。

第8条 成果品の提出

1 本業務委託の成果品の提出については、次のとおりとする。

- (1) 報告書（A4ファイル綴じ） 2部
- (2) 電子媒体（CD-RもしくはDVD-R） 正副各1部
- (3) その他委託者が指示したもの

2 成果品、作成した資料及びその著作権は横浜市の所有とする。

3 成果品の納入先は、横浜市都市整備局都心再生課とする。

委託業務仕様書（横浜市都市整備局）

本委託業務に適用する仕様書、特記仕様書、適用図書及び遵守事項は下記のとおりとする。
なお、仕様書、特記仕様書、適用図書は、原則として最新版を適用するものとする。

・仕様書等（使用は☑）

- 横浜市土木設計業務共通仕様書
- 土木設計業務特記仕様書
- 設計業務数量算出基準
- 横浜市測量業務共通仕様書
- 測量業務特記仕様書
- 測量標等特記仕様書
- 横浜市地質調査業務共通仕様書
- その他（別添仕様書及び特記仕様書）

・受託者は、次の事項を遵守しなければならない。

☑ 「個人情報取扱特記事項」

受託者は、この契約に基づき個人情報を取り扱う事務を行う場合には、「個人情報取扱特記事項」を遵守し、業務着手にあたっては、「個人情報取扱特記事項」第 12 条に基づく研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書を提出すること。

☑ 「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」

☑ 電子納品に関する事項

受託者は、成果品を本市「設計業務等の電子納品要領（案）土木編」及び設計図書に基づき電子媒体（CD-R・DVD 等）で正副各 1 部を提出するものとする。

なお、電子納品に対応するための措置については本市の「電子納品運用ガイドライン（案）[業務編]・[地質・土質調査編]・[測量編]」を参考にするものとする。

・適用図書と入手先

各適用図書はホームページに掲載していますので、ご利用ください。アドレスは下記のとおり。

- (1) 横浜市土木設計業務共通仕様書、横浜市測量業務共通仕様書、横浜市地質調査業務共通仕様書
財政局公共施設・事業調整課ホームページ

<http://www.city.yokohama.lg.jp/zaisei/org/kokyo/itaku-siyousyo/>

- (2) 土木設計業務特記仕様書、測量業務特記仕様書、測量標等特記仕様書
道路局技術監理課ホームページ

<http://www.city.yokohama.lg.jp/doro/gijutsukanri/siyousyo/>

- (3) 横浜市土木工事共通仕様書（主に材料の品質・規格等に関すること。）

財政局公共施設・事業調整課ホームページ

<http://www.city.yokohama.lg.jp/zaisei/org/kokyo/kyoutuu-siyousyo/>

- (4) 土木工事施工管理基準、土木工事検査書類作成マニュアル、設計業務数量算出基準、道路構造物標準図集

道路局技術監理課ホームページ

<http://www.city.yokohama.lg.jp/doro/gijutsukanri/>

- (5) 個人情報取扱特記事項、誓約書及び研修実施報告書

市民局市民情報室ホームページ

<http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/shiminjoho/kojin/tokki/>

- (6) 電子納品に関する要領・基準

財政局公共施設・事業調整課ホームページ

<http://www.city.yokohama.lg.jp/zaisei/org/kokyo/cals/yokohamadensi.html>

電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項

(情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 この特記事項(以下「特記事項」という。)は、委託契約約款(以下「約款」という。)の特記条項として、電子計算機処理等(開発、運用、保守及びデータ処理等をいう。)の委託契約に関する横浜市(以下「委託者」という。)が保有する情報(非開示情報(横浜市条例第1号)第7条第2項に規定する非開示情報をいう。以下同じ。))及び非開示情報以外の情報をいう。以下同じ。))の取扱いについて、必要な事項を定めるものである。

2 情報を電子計算機処理等により取り扱う者(以下「受託者」という。)は、情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を遂行するための情報の取扱いにあたっては、委託者の業務に支障が生じることのないよう、情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 受託者は、この契約による業務に係る情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は情報の取扱いに関する規定類を整備するとともに、情報の適正な管理を実施する者として管理責任者を選定し、委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、第1項の目的を達成するため、電子計算機を設置する場所、情報を保管する場所その他の情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 受託者は、委託業務に着手する前に前2項に定める安全対策及び管理責任体制について委託者に報告しなければならない。

5 受託者は、第2項及び第3項に定める受託者の安全対策及び管理責任体制に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、これらの措置を変更しなければならない。なお、措置の変更に伴い経費が必要となった場合は、その費用負担について委託者と受託者とが協議して決定する。

(従事者の監督)

第3条 受託者は、この契約による業務に従事している者(以下「従事者」という。)に対し、この契約による業務に関して知り得た非開示情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4条 受託者は、この契約による業務を遂行するために情報を収集するときは、当該業務を遂行するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用の禁止等)

第5条 受託者は、書面による委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る情報を、当該業務を遂行する目的以外の目的で利用してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による業務を遂行するに当たって委託者から提供された、非開示情報が記録された、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(以下、「非開示資料等」という。)を複写し、又は複製してはならない。ただし、契約による業務を効率的に処理するため受託者の管理下において使用する場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合は、受託者は、複写又は複製した資料の名称、数量、その他委託者が指定する項目について、速やかに委託者に報告しなければならない。

(作業場所の外への持出禁止)

第7条 受託者は、書面による委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を遂行するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した非開示資料等を作業場所の外へ持ち出してはならない。

(再委託の禁止等)

第8条 受託者は、この契約による業務を遂行するために得た非開示情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受託者は、前項ただし書の規定により非開示情報を取り扱う業務を再委託する場合は、当該再委託を受けた者(以下「再受託者」という。)の当該業務に関する行為について、委託者に対しすべての責任を負うとともに、第1条第2項に定める基本的な情報の取扱いを再受託者に対して課し、あわせて第2条の規定を再受託者に遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

3 受託者は、前項の再委託を行う場合は、受託者及び再受託者が特記事項を遵守するために必要な事項及び委託者が指示する事項を再受託者と約定しなければならない。

4 受託者は、再受託者に対し、当該再委託による業務を遂行するために得た非開示情報を更なる委託等により第三者に取り扱わせることを

禁止し、その旨を再受託者と約定しなければならない。

(非開示資料等の返還)

第9条 受託者は、この契約による業務を遂行するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した非開示資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 前項ただし書の場合において、委託者が当該非開示資料等の廃棄を指示した場合は、廃棄方法は焼却、シュレッダー等による裁断、復元困難な消去等当該情報が第三者の利用に供されることのない方法によらなければならない。

3 第1項の場合において、受託者が正当な理由なく指定された期限内に情報を返還せず、又は廃棄しないときは、委託者は、受託者に代わって当該情報を回収し、又は廃棄することができる。この場合において、受託者は、委託者の回収又は廃棄について異議を申し出ることができず、委託者の回収又は廃棄に要した費用を負担しなければならない。

(報告及び検査)

第10条 委託者は、委託契約期間中必要と認めた場合は、受託者に対して、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

2 委託者は、委託契約期間中必要と認めた場合は、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、作業場所において検査することができる。

3 前2項の場合において、報告又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

(事故発生時等における報告)

第11条 受託者は、委託者の提供した情報並びに受託者及び再受託者がこの契約による業務のために収集した情報について、火災その他の災害、盗難、漏えい、改ざん、破壊、コンピュータウイルスによる被害、不正な利用、不正アクセス等の事故が生じたとき、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(引渡し)

第12条 受託者は、約款第28条第2項の規定による検査(以下「検査」という。)に合格したときは、直ちに、契約の履行の目的物を納品書を添えて委託者の指定する場所に納入するものとし、納入が完了した時をもって契約の履行の目的物の引渡しを完了したものとする。

(契約の解除及び損害の賠償)

第13条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(1) この契約による業務を遂行するために受託者又は再受託者が取り扱う非開示情報について、受託者又は再受託者の責に帰すべき理由による漏えい、滅失、き損及び改ざんがあったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、特記事項に違反し、この契約による業務の目的を達成することができないと認められるとき。

2 委託者は、受託者が特記事項前条の規定による検査に不合格となったときは、この契約を解除することができる。

(著作権等の取扱い)

第14条 この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いについては、約款第5条の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。

(1) 受託者は、著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第26条の3(貸与権)、第27条(翻訳権、翻案権等)及び第28条(第二次著作物の利用に関する原作者の権利)に規定する権利を、目的物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。

(2) 委託者は、著作権法第20条(同一性保持権)第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、この契約により作成される目的物を改変し、任意の著作人名で任意に公表できるものとする。

(3) 受託者は、委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条(公表権)及び第19条(氏名表示権)を行使することができないものとする。

(4) 受託者がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、受託者に留保されるものとする。この場合において、受託者は、委託者に対し、当該著作物について、委託者が契約の履行の目的物を使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で許諾するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、著作物の利用について設計図書で別段の定めをした場合には、その図書の定めに従うものとする。

3 受託者は、この契約によるすべての成果物が、第三者の著作権、特許権その他の権利を侵害していないことを保証するものとする。ただし、委託者の責に帰すべき事由を起因として権利侵害となる場合は、この限りではない。

委託範囲図

